

横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則 の一部改正に関する意見公募について

横浜市では、横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（以下「細則」といいます。）の一部改正を予定しております。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

1 改正の概要

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律における適合性判定対象への住宅用途の追加に伴う改正（細則第三条）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」といいます。）が一部改正されます。これにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に、住宅用途が追加されることとなります（法第十条）。

横浜市では細則で「軽微な変更に関する図書」（細則第三条）を定めています。今回の改正で、軽微な変更に関する手続きの対象に住宅用途が追加されますので、細則第三条について住宅用途を含めた手続きに対応するよう、法文及び様式における記述の加除を行います。

(2) その他

法の条項加除や条ずれ等に伴う細則の規定の整備、法定様式の公印廃止に伴う細則様式の公印廃止等、所要の改正を行います。

2 施行予定日

令和7年4月1日（予定）

3 意見公募要領

<意見公募期間>

令和7年1月29日(水)から令和7年2月27日(木)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

<ご意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8：45～17：15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

横浜市建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当

② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

③ 電子メール Eメール：kc-casbee@city.yokohama.lg.jp

<問い合わせ先>

横浜市建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当 電話：045-671-4526

<その他>

①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局 建築指導部 建築企画課のホームページで公表します。

②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。